

尾道市手話言語条例をここに公布する。

令和7年3月21日

尾道市長 平 谷 祐 宏

## 条例第15号

### 尾道市手話言語条例

言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことのできないものです。手話言語は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話言語を大切に育み、受け継いできました。

しかし、過去、手話が言語として認められず、ろう教育において発声や読話を中心とする口話教育が推進され、手話の使用が禁止されました。地域社会においても、音声言語である日本語を中心とする社会の中で、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。こうした中で、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語であると明記されましたが、いまだに手話言語に対する理解が十分であるとは言えません。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語への理解の促進と普及を通して、全ての市民が人格と個性を尊重しながら共生する「地域共生社会」の実現を目指して、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及並びに地域において手話言語を使用しやすい環境を構築することに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が総合的かつ計画的に施策を推進することにより、全ての市民が聴覚の有無によって分け隔て

られることなく共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者が自立した日常生活を営み、地域社会に参加し、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及を図り、手話言語で意思疎通を図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及を図り、ろう者のあらゆる場面での手話言語による意思疎通並びに自立した日常生活及び地域における社会参加の機会を確保するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語についての市の施策に協力し、及び暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話言語への理解の促進及び手話言語の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話言語にふれ、関心を深めることができるよう学ぶ機会を拡大するための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話通訳者の配置の拡充、処遇改善等、手話言語による意思疎通支援者のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

手話が言語であることの認識に基づき、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及並びに地域において手話言語を使用しやすい環境の構築及び誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、総合的かつ計画的な施策を推進するための条例制定である。